商品概要説明書　年金定期

（２０２３年４月１日現在適用中）

１．商 品 名	・年金定期
２．ご利用いただける方	・公的年金を当ＪＡで受給している方、および新たに当ＪＡで受け取る手続きをされた方
３．期　　間	・定型方式 １年 ・自動継続（元金継続）の取扱いとなります。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１万円以上３５０万円以下（お１人さま３５０万円まで） ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の際には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率（店頭表示金利＋上乗せ金利）を当該満期日まで適用します。ただし、年金のお受け取りを当ＪＡから変更された方については、上乗せ金利は適用しません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※２０３７年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　　：　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　：　約定利率×５０％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
10. 貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象 この貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

11. 取扱期間	２０２３年４月３日（月）～２０２４年３月２９日（金）
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０７７８－２１－２６０４)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３‐６８３７‐１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会　（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会　（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・お利息は口座振込みでお支払いします。

・ご不明な点は、当ＪＡ窓口までお気軽にお問い合わせください。